

令和元年度 環境経営レポート

平成31年4月～令和2年3月



一般財団法人九州環境管理協会

発行日 令和2年8月3日

目次

I	組織の概要	1
II	環境経営方針	10
III	環境経営目標	11
IV	環境経営計画の内容	12
V	環境経営目標の実績	14
VI	環境経営計画の取組結果	20
VII	次年度の環境経営目標と環境経営計画	27
VIII	環境関連法規等の遵守状況	28
IX	代表者による全体評価と見直しの結果	31

I 組織の概要

1. 事業者名及び代表者氏名

一般財団法人九州環境管理協会 理事長 百島則幸

2. 事業所・所在地

本部	〒813-0004 福岡市東区松香台1丁目10番1号
東京事務所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目8番7号 富田屋ビル7FB
福島支所	〒960-8042 福島市荒町4-7 福島県再生エネルギー合同ビル1階
山口支所	〒752-0978 下関市長府侍町2-6-2 オークランド長府侍町305
北九州支所	〒802-0077 北九州市小倉北区馬借1-9-8 トーマスタワー1605
佐賀支所	〒849-0931 佐賀市鍋島町大字蛸久120
長崎支所	〒852-8027 長崎市城山台1-12-6
大分支所	〒870-1177 大分市富士見が丘西3-17-5

3. 基本財産

1,000万円

4. 環境管理責任者、担当者氏名及び連絡先

環境管理責任者：総務部長 仲島賢

担当者(EA21 推進事務局)：総務課長 大塚康行

TEL：092-662-0410

FAX：092-662-0411

E-mail：soumu@keea.or.jp



5. 認証・登録の対象範囲

全組織・全活動

対象活動：環境調査・分析試験、生態系調査、環境アセスメント、環境計画、環境関係コンサルティング、環境教育等の啓発活動

6. 事業の規模

活動規模	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
売上高	百万円	1,826	1,703	1,800	1,624	1,622
職員数	人	171	182	181	177	172
床面積	m ²	6,207	6,207	6,207	6,207	6,207

7. 事業の概要

(1) 環境に関する普及啓発事業



持続可能な循環型社会の実現を目指して、環境に関する普及・啓発活動や教育に取り組み、地域社会の環境の向上に努めています。

福岡県地球温暖化防止活動推進センター



当協会は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)」第 38 条に基づき、福岡県知事より平成 30 年 2 月 27 日付けで、引き続き「第 4 期(平成 30 年度～令和 4 年度)福岡県地球温暖化防止活動推進センター」としての指定を受け、温暖化防止に向けた様々な支援活動を行っています。

エコアクション 21 地域事務局 ECO-KEEA 九環協

エコアクション 21 地域事務局 ECO-KEEA (エコケア) 九環協では、エコアクション 21 の「認証・登録制度」の手続のお手伝いをさせていただくほか、エコアクション 21 に興味のある事業者の方々を対象としたセミナーや出前講座の開催など、各種サービスを提供しています。



「自治体イニシアティブプログラムによる導入セミナー」



「自治体イニシアティブプログラムによる集合コンサルティング」

環境情報啓発センター

エネルギーや環境は、国民生活と産業活動を支える基盤であり、これらの重要性を理解することは将来の担い手となる子供たちにとって必要不可欠です。環境情報啓発センターでは、当協会の公益活動として、次代を担う子供たちやその保護者、企業で働く方々へ環境学習の場を提供するとともに、事業者や市民が推し進める省エネルギー活動の支援を行っています。

- 福岡市環境学習室「まもるーむ福岡」や福岡市科学館での科学実験講座
- 九環協オープンデー「夏休み・子ども科学実験講座」
- 省エネルギー相談事業



「まもるーむ福岡：海辺の生きものの観察」



「九環協オープンデー：パ・パ・クマトグラフィー」

九州グリーン購入ネットワーク事務局

持続可能な社会の実現を目指し、企業・行政・消費者が連携して実施する九州地域のグリーン購入の取り組みを促進するための九州グリーン購入ネットワークの事務局活動を行っています。



「環境先進企業見学会」



「環境フェスタかごしま 2019」

(2) 環境調査



私たちが抱える環境問題やその課題を解決するためには、まずは環境の現状を正しく理解する必要があります。正しい理解を得るためには、適切な観測や測定技術が求められます。お客様のニーズを十分理解し、目的に応じた環境調査を企画・提案します。

- 大気汚染調査
- 騒音・振動・交通量調査（環境、自動車、航空機）
- 水質汚濁調査（水底質）
- 悪臭調査
- 土壌汚染調査（地歴調査、試料採取・分析、対策の計画立案）
- 廃棄物調査
- 環境放射能調査（空間線量、環境試料、生体試料など）
- 地下水流動調査（トレーサ法）

(3) 動物・植物・生態系調査



環境調査の中でも生物に関わる調査では、現地同定や採取などに特殊な技術が求められます。当協会では、理学・水産学・農学博士、生物分類技能検定、樹木医などの有資格者がこれを提供します。

- 植生調査（群落組成、植生図）
- 植物調査
- 哺乳類・鳥類・両生類・爬虫類・昆虫類などの動物調査
- 猛禽類などを頂点とする生態系調査
- 動植物プランクトン調査、魚卵・稚仔魚・魚類調査
- 底生生物調査、藻場調査

(4) 分析試験



大気、水、生物さらに環境放射能など、幅広い分野にわたって高度な技術と高感度な機器を駆使して総合的・系統的な分析・試験を行っています。私たちは、提供する分析試験結果が、お客様だけでなく社会に重大な影響を及ぼす場合があることを十分理解して技術者倫理および法令を遵守するとともに、環境に関する分析試験を行う専門の試験機関として、常に信頼性の確保と測定技術の向上に努めています。

水質関係

- 環境水分析、排水・下水分析、飲料水等分析、温泉水分析

固質、廃棄物関係

- 廃棄物分析（組成分析、有害物分析、可燃物・不燃物組成、発熱量測定など）
- 骨材試験（JNLAに基づく試験、一般骨材試験）、底質・土壌分析
- コンクリート劣化診断分析、石綿（アスベスト）測定・分析
- 土壌腐食試験（ANSI・DINに基づく試験、ソイルボックス法）
- 六価クロム溶出試験（改良土、セメント、セメント系固化材）
- 絶縁油中PCB分析（高圧トランス、高圧コンデンサなど）

大気、空気関係

- 大気質分析（SO_x、NO_x、SPM、光化学オキシダント）
- 悪臭物質測定（法規制物質、嗅覚試験（官能試験）など）
- 有害大気汚染物質分析（重金属類、揮発性有機化合物、有機化学物質など）
- 室内空气中化学物質（シックハウス）測定

特殊分析

- ダイオキシン類分析（MLAPに基づく分析試験など）
- 放射性物質測定（ISO/IEC/17025 試験所認定に基づく試験など）
- 考古学試料分析（年代測定など）
- 鉱物分析（岩種判定試験）、定性分析（金属類、有機物）
- 細菌類分析（レジオネラ菌、腸管出血性大腸菌（O-157）、大腸菌など）
- 生物試験（AGP 試験、毒性試験）、DNA 分析

(5) 環境影響評価・環境監視



各種開発行為や事業実施に伴う環境影響を評価するために、環境監視調査、環境影響評価（環境アセスメント）を計画立案し、実施します。

- 道路、鉄道、飛行場整備
- 公有水面埋立・干拓、港湾計画
- 河川、ダム、堰、湖沼開発、放水路整備
- 発電所建設
- 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設
- 土地区画整理、新住宅市街地開発、新都市基盤整備、宅地の造成事業
- 工業団地造成、流通業務団地造成事業
- 漁業補償、潮流・水質、地下水流動などの数値シミュレーション、漁業資源量解析、統計解析、データベース構築、生物保全に係る調査検討

(6) 環境計画



地球環境の保全、人と自然の共生、資源の循環、快適な生活環境の実現に向けて、各種計画を企画・提案します。

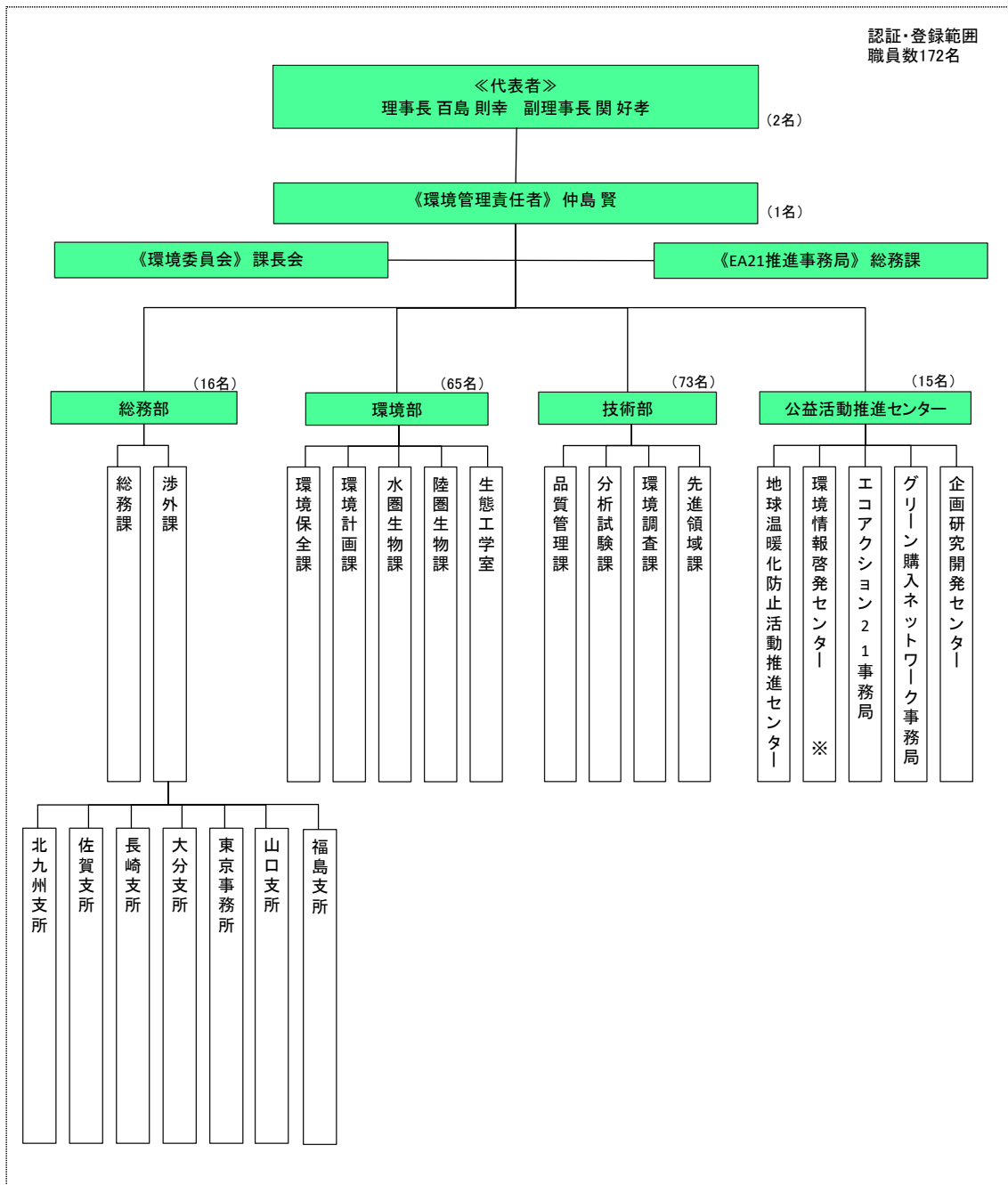
- 環境基本計画、地域環境計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）
- 廃棄物処理計画、減量計画、リサイクル計画、自然公園保護管理計画
- 農村環境計画、農業振興地域整備計画、食料・農業農村基本計画
- 生態系に配慮した水田、水路整備計画、里山の保全計画
- 市町村総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、公園緑地計画
- 文化財整備計画、再生可能エネルギー導入計画、省エネルギー推進計画

8. 業務登録および許可・認可・指定

種類	登録番号等	業務内容等
建設コンサルタント	建29第7493号	建設環境、廃棄物、農業土木
測量業	第(3)-32026号	
補償コンサルタント	補30第5226号	営業補償・特殊補償
計量法認定特定計量証明事業 (MLAP)	N-0098-01	大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類
計量証明事業(福岡県)	第6号	濃度(大気、水又は土壌中の物質の濃度)
計量証明事業(福岡県)	第14号	振動加速度レベル
計量証明事業(福岡県)	第2号	音圧レベル
作業環境測定機関(福岡労働局)	40-8	別表1,2,3,4及び5号の作業場
土壌汚染対策法指定調査機関	環2003-7-1027	業務を行う都道府県：全国
水道法第20条水質検査機関(厚生労働省)	第43号	水質検査を行う区域：福岡県、佐賀県、長崎県(離島を除く)、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県(離島を除く)、山口県
環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格機関	環水大総発第1803221号	一般環境大気、公共用水域水質、地下水質、土壌、底質、排出ガス、排水、焼却灰その他の燃え殻及びばいじん
建築物飲料水水質検査業(福岡県)	福岡県29水第30号	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
産業標準化法に基づく試験所認定制度(JNLA)登録	090271JP	骨材試験(JIS A 1145)
ISO/IEC 17025(JIS Q 17025:2005)に基づく試験所認定	RTL03640(JAB)	放射能・放射線試験
ISO9001:2015(JIS Q 9001:2015)に基づく品質マネジメントシステム登録	01QR-470(KHK)	技術部 環境に関する測定・分析業務
温泉成分分析機関(福岡県)	第1号	全項目(ラドン含む)
放射性同位元素等使用許可(原子力規制委員会)	使第2792号	放射性同位元素等使用許可
国際規制物資の使用許可(原子力規制委員会)	57安(保障)第560号	国際規制物資の使用許可
核燃料物質の使用許可(原子力規制委員会)	2安(核規)第723号	核燃料物質の使用許可
福岡県地球温暖化防止活動推進センター	29環保第2858号	地球温暖化対策の推進に関する法律
環境マネジメントシステムエコアクション21地域事務局	認定番号033	ECO-KEEA九環協
環境マネジメントシステムエコアクション21認証・登録	認証番号0003013	環境調査・分析試験、環境アセスメント、環境計画、環境関係コンサルタント、環境教育等の啓発事業
エコ事業所登録	第314号	福岡県知事
子育て応援宣言登録	第340号	福岡県知事
飲酒運転撲滅宣言企業登録	第40002905号	福岡県知事
女性大活躍推進宣言登録	第66号	女性の大活躍推進福岡会議
女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし」	認定段階 3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

9. 対象組織

(1) 実施体制図



※ 福岡市保健環境学習室まもる一む福岡に常勤(2名)

(2) 役割分担表

<p>代表者</p> <p>理事長 百島則幸</p> <p>副理事長 関好孝</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営に関する統括責任 ・環境管理責任者を任命 ・環境経営方針の策定、見直し及び全職員へ周知 ・環境経営システムの実施に必要な人員、設備、費用等を準備 ・環境経営目標、環境経営計画書を承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施 ・環境経営レポートの承認
<p>環境管理責任者</p> <p>仲島賢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境経営目標、環境経営計画書を確認 ・環境経営レポートの確認 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境活動の取組結果を理事長及び副理事長へ報告
<p>各部責任者</p> <p>総務部長 仲島賢</p> <p>環境部長 藤井暁彦</p> <p>技術部長 川村秀久</p> <p>公益センター部長 中嶋雅孝</p>	<p>(自部門に関わる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境経営目標、環境経営計画書を確認 ・環境経営レポートの確認 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口
<p>環境委員会</p> <p>課長会</p> <p>大塚、村橋、柴田、大杉</p> <p>天日、右田、小野、芦川</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境委員会の運営 ・環境経営計画の実施及び環境経営目標達成状況の報告 ・環境活動の問題点の発見、是正、予防処置の実施 ・自課における環境経営システムの実施 ・自課における環境経営方針の周知 ・自課の職員に対する教育訓練の実施及び報告
<p>E A 2 1 推進事務局</p> <p>総務課</p> <p>大塚、深江</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理責任者の補佐 ・環境への負荷及び環境への取り組みの自己チェックの実施 ・環境経営目標、環境経営計画書原案の作成 ・環境活動の実績集計 ・環境関連法規等取りまとめ表の作成 ・環境関連法規等の遵守状況の取りまとめ ・環境経営レポートの作成、公開 ・環境関連の文書類の適正な保管と廃棄
<p>全職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・環境経営計画に基づき、自主的、積極的に環境活動へ参加

環境経営方針

1. 地球環境の保全と地域環境の共生に配慮した事業活動を展開し、持続可能な社会の創造に貢献します。
2. 環境保全と科学情報に関する普及啓発を積極的に行い、社会及び地域への公益活動を推進します。
3. 環境に関わる様々な課題の解決に向け、技術の向上を図り、研究開発を推進します。
4. 事業活動全般にわたって環境法令を遵守するとともに、化学物質の厳密な管理、省エネ、省資源及び廃棄物削減に努めます。
5. 資器材等の調達に際しては、環境に配慮した製品及びサービスを優先します。
6. 環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画を全職員に周知するとともに、適切な教育訓練を実施します。
7. 環境経営の継続的な改善を実施します。
8. 環境経営レポートを一般に公開します。

2007年 2月 1日制定

2011年 8月 11日改定

2019年 3月 14日改定

一般財団法人 九州環境管理協会

理事長 百島則幸

Ⅲ 環境経営目標

令和元年度から令和3年度までの環境経営目標は以下のとおり設定しています。

二酸化炭素排出量、一般廃棄物排出量、産業廃棄物排出量、水使用量、事務用品等のグリーン購入は、これまでの取組による効果を考慮し、平成30年度の実績を基準として、令和3年度までに1.0%~3.0%削減（増加）する目標を設定しています。化学物質使用量、環境保全に関する普及啓発活動及び環境保全に関する技術提案の実施は、平成28年度から平成30年度までの平均実績並みの目標としています。

なお、電気の二酸化炭素排出係数は、平成28年度九州電力（株）の調整後排出係数0.483kg-CO₂/kWhを用いています。

項目	単位	≪基準値≫	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	569,956	564,200	558,500	552,800
電気使用量の削減	kWh	936,476	927,100	917,700	908,300
ガソリン使用量の削減	L	32,502	32,180	31,850	31,530
軽油使用量の削減	L	15,719	15,660	15,400	15,240
	%（削減率）	—	△ 1.0	△ 2.0	△ 3.0
2. 一般廃棄物排出量の削減	t	22.49	22.27	22.04	21.81
	%（削減率）	—	△ 1.0	△ 2.0	△ 3.0
3. 産業廃棄物排出量の削減	t	93.04	92.11	91.18	90.25
	%（削減率）	—	△ 1.0	△ 2.0	△ 3.0
4. 水使用量の削減	m ³	2,993	2,963	2,933	2,903
	%（削減率）	—	△ 1.0	△ 2.0	△ 3.0
5. 事務用品等のグリーン購入	%	57.3	57.9	58.4	59.0
	%（増加率）	—	1.0	2.0	3.0
6. 化学物質使用量の削減	L/百万円 (使用量/受注額)	3.32	3.32	3.32	3.32
7. 自らが生産・販売・提供する 製品及びサービスに関する環 境配慮					
環境保全に関する普及啓発活動	件	172	172	172	172
環境保全に関する技術提案	件	35	35	35	35

※北九州支所、大分支所、東京事務所、長崎支所、佐賀支所、山口支所及び福島支所は、本部に比べて環境負荷が少ないため数値目標管理の対象としない。

IV 環境経営計画の内容

1. 電気使用量の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
エアコンの設定温度を決め、実行する	大杉	① 空調を利用する際の室温（気温）をチェックする。夏は28℃以上、冬は20℃以下。時々室温をチェックし、不必要な使用を避ける。 ② エアコンの設定温度は、夏は28℃、冬は20℃を目安とする。 ③ クールビス・ウォームビスを実践する。夏はノーネクタイ・半袖シャツ、冬はセーター・カーデガン・ハイネックなどを着用する。	巡回	エアコン稼働時
エアコンフィルターの清掃	川上	① 協会全体のエアコンフィルターを年2回清掃する。暖冷切替時期（5～6月）、冷暖切替時期（10～11頃）	ヒアリング	エアコンシーズン前
昼休みの消灯運動	川上	① 昼休みの消灯を徹底する。ただし、降雨などで著しく室内が暗い場合を除く。	巡回	毎月
退出時のOA機器の主電源OFF	柴田	① 帰宅時や外出時、長時間の不在時には、OA機器の主電源OFFを徹底する。ただし、FAX機能等の付加による継続電源ONが必要なものは除く。	巡回	毎月
E COねっとシステムの運用	川上	① 最大電力使用量の目標を設定する。 ② デマンドの警報が鳴ったら館内放送で電気使用の抑制を促す。	モニター	毎日
照明のLED化	川上	① LED照明の増設について検討する。	—	—

2. ガソリン・軽油使用量の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
エコドライブ10の推進	大塚	① エコドライブを実践する。急発進や急加速をしない。運転席を離れる時は必ずエンジンを切る。 ② エコドライブを実施した時は、運転記録簿の「エコ運転」欄に○印を付け、できなかった場合は、その理由を記載する。	運転記録簿	毎月
公共交通機関の利用促進	大塚	① 公共交通機関を率先して利用する。	カード使用管理簿	毎月

3. 一般廃棄物（可燃ゴミ）の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
紙類、ペットボトル等の分別の徹底	天日	① 可燃ゴミの分別を徹底する。ゴミ箱に紙類・ペットボトルを捨てない。缶・ペットボトルは、協会内自販機横の専用ゴミ箱に入れる。	巡回	毎月
両面・複数ページ印刷の推進、裏紙使用の徹底	小野	① 両面印刷や両面コピーを実践する。 ② 裏紙が使用しやすい環境を整える。紙の規格ごとに分類し、印刷可能面を上面にして整理整頓を行う。	巡回	毎月

4. 産業廃棄物（廃酸、廃油）の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
廃棄物の識別、試薬調整量の適正化、器具洗浄液量の削減	芦川	① 対象液の性状（有害性等）を考慮して、廃酸・廃油に該当するかを識別する。 ② 試料数等を考慮して、使用する試薬調整量を適正にする。 ③ 器具洗浄の際は、少量の水（溶媒）で複数回洗浄するなど、洗浄液量の削減に努める。	ヒアリング	毎月

5. 水使用量の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
節水活動の推進	川上	① 節水活動を推進する。	ヒアリング	毎月

6. グリーン購入の推進

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
事務用品等のグリーン購入の推進	川上	① 事務用品のグリーン購入を推進する。 ② インターネットで購入している事務用品等のグリーン購入額を集計する。	請求書等	毎月

7. 化学物質使用量の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
管理及び使用方法等の改善	右田	① 受注額当たりの化学物質の使用量の削減を推進する。 ② 四半期ごとに化学物質の使用量を集計する。	納品書等	毎月

8. 自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境配慮

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
環境保全に関する普及啓発活動の推進	大城戸	① 講習会・講演会の開催、講師派遣等の環境啓発活動を実施する。	ヒアリング	年度末
環境保全に関する技術提案	村橋	① クライアントに対して環境に配慮した提案を行う。	ヒアリング	年度末

9. 東京事務所と6支所の環境活動

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
東京事務所と6支所(※)の環境活動	各所長	① 節電、節水、廃棄物削減の推進	—	—

※北九州支所、大分支所、長崎支所、佐賀支所、山口支所及び福島支所

V 環境経営目標の実績

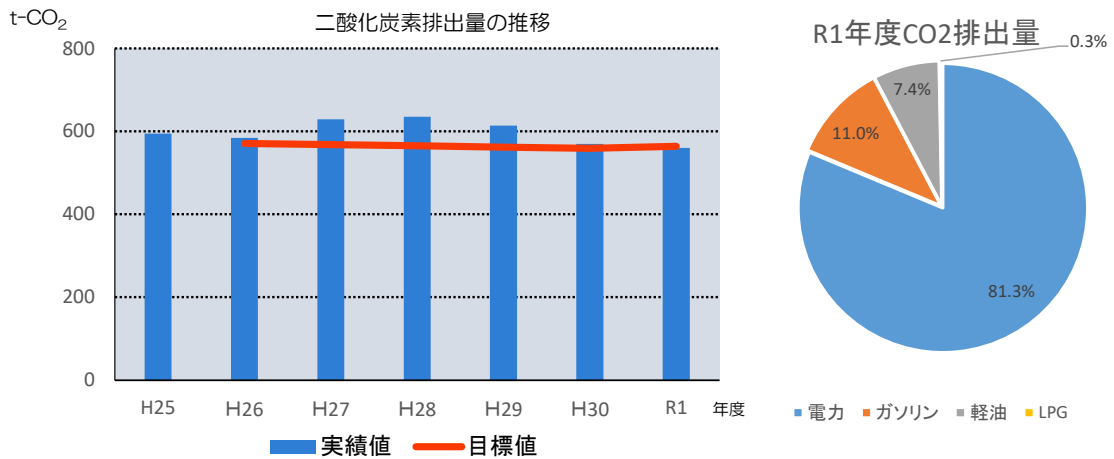
環境経営目標に対する令和元年度の実績は以下のとおりです。なお、電気の二酸化炭素排出係数は、平成28年度九州電力(株)の調整後排出係数0.483kg-CO₂/kWhを用いています。

項目	単位	令和元年度 目標値	令和元年度		達成率 の判定
			実績値	達成率	
1. 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	564,200	560,497	101%	○
電気使用量の削減	kWh	927,100	944,003	98%	△
ガソリン使用量の削減	L	32,180	26,531	121%	○
軽油使用量の削減	L	15,560	16,068	97%	△
2. 一般廃棄物排出量の削減	t	22.27	24.96	89%	×
3. 産業廃棄物排出量の削減	t	92.11	82.79	111%	○
4. 水使用量の削減	m ³	2,963	2,757	107%	○
5. 事務用品等のグリーン購入の増加	% (金額比)	57.9	57.5	99%	△
6. 化学物質使用量の削減	L/百万円 (使用量/受注額)	3.32	3.52	94%	△
7. 自らが生産・販売・提供する製品 及びサービスに関する環境配慮					
環境保全に関する普及啓発活動	件	172	302	176%	○
環境保全に関する技術提案	件	35	58	166%	○

1. 二酸化炭素排出量の削減

(1) 二酸化炭素排出量

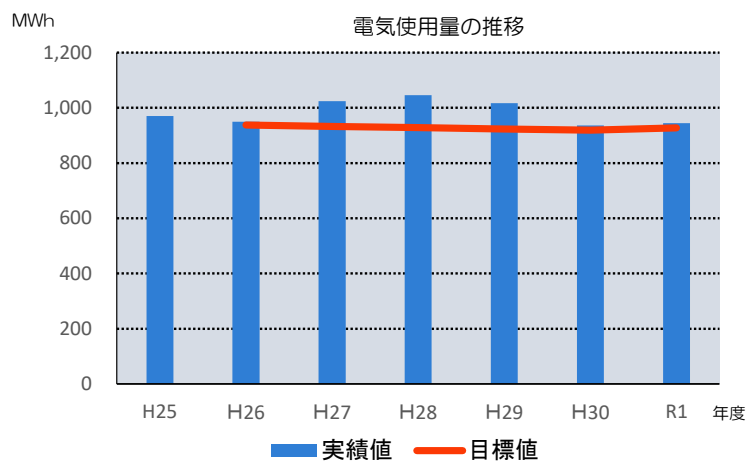
二酸化炭素排出量は目標を達成することができました。なお、当協会の二酸化炭素排出量は、81%が電気の使用に由来するもので、ガソリン由来は11%、軽油由来は7%です。



※上記のH25～H29の実績値は、平成28年度九州電力(株)の調整後排出係数0.483 kg-CO₂/kWh を用いて計算しています。

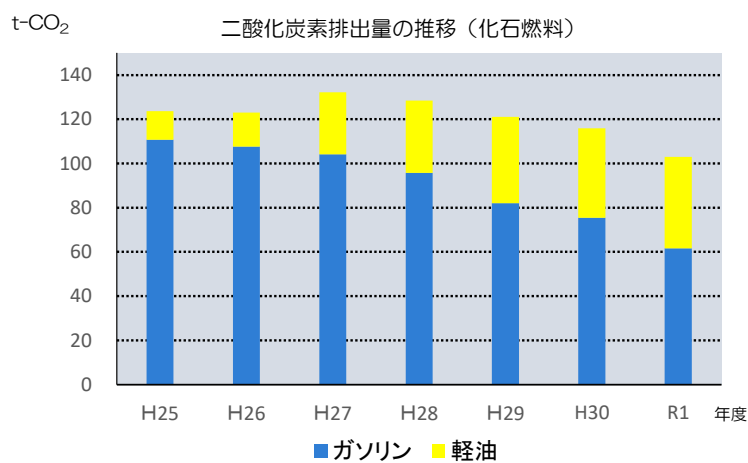
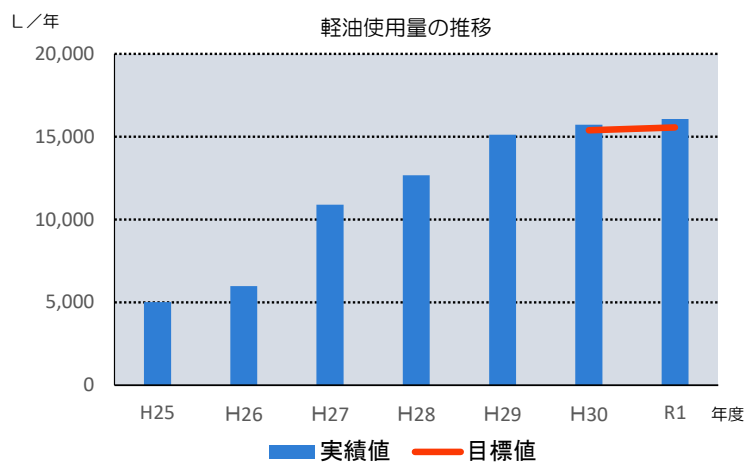
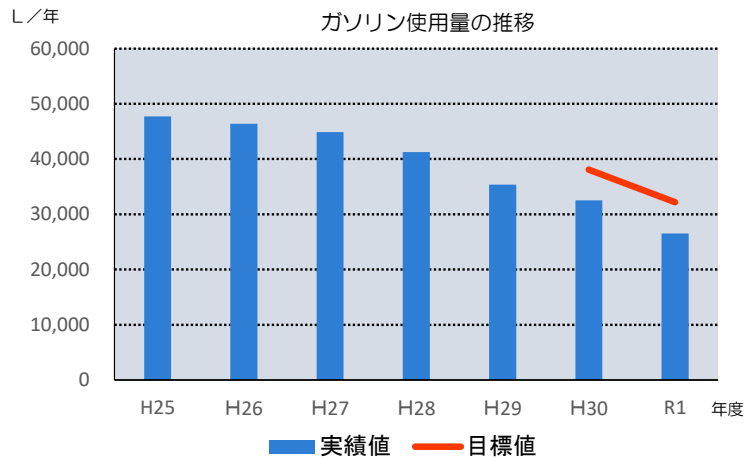
(2) 電気使用量

電気使用量は、目標に対して16,903kWh超過しましたが、3年連続して削減することができました。なお、太陽光発電による発電量は5,905kWhであり、昨年に比べ191kWh増加しました。



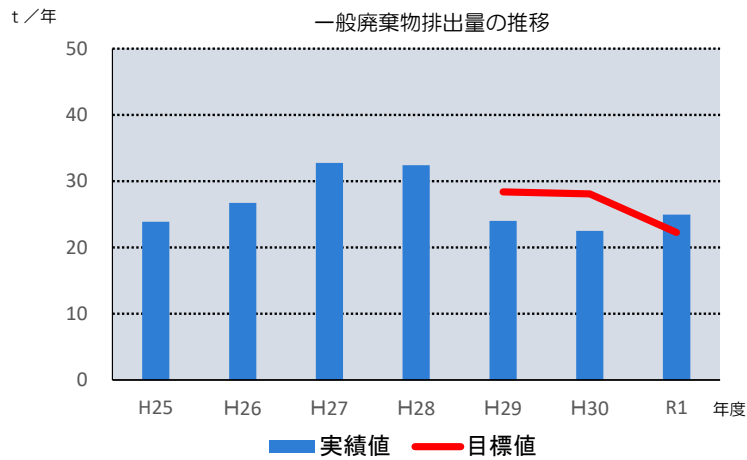
(3) 化石燃料使用量

ガソリン使用量は、平成 25 年以降、毎年、減少していますが、これは、ハイブリッド車やディーゼル車への買換えによるものです。したがって、軽油使用量は増加していますが、ガソリンと軽油を合わせた二酸化炭素排出量は 4 年連続して削減しています。



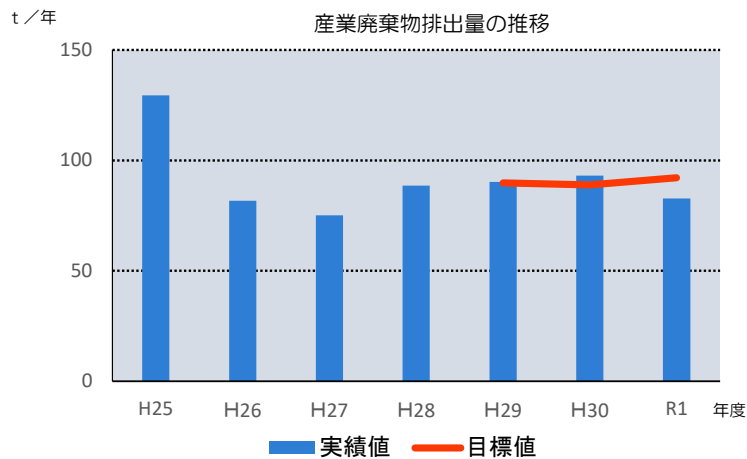
2. 一般廃棄物排出量の削減

一般廃棄物排出量は、目標の 22.27 t に対して 24.96 t と目標を達成することができませんでした。



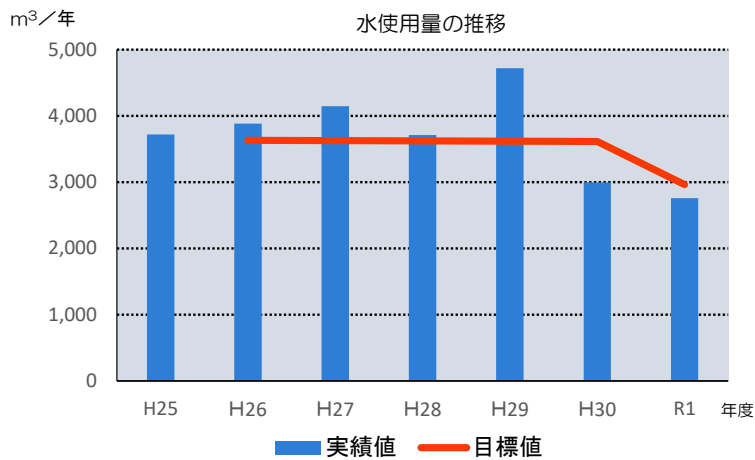
3. 産業廃棄物排出量の削減

産業廃棄物排出量は、目標の 92.11 t に対して 82.79 t と目標を達成することができませんでした。廃棄物排出量の内訳は、混合廃材 58.50 t、廃酸、廃油 22.98 t、その他 1.12 t でした。



4. 水使用量の削減

水使用量は、目標の 2,963m³ 対し 2,757m³ と目標を達成することができました。



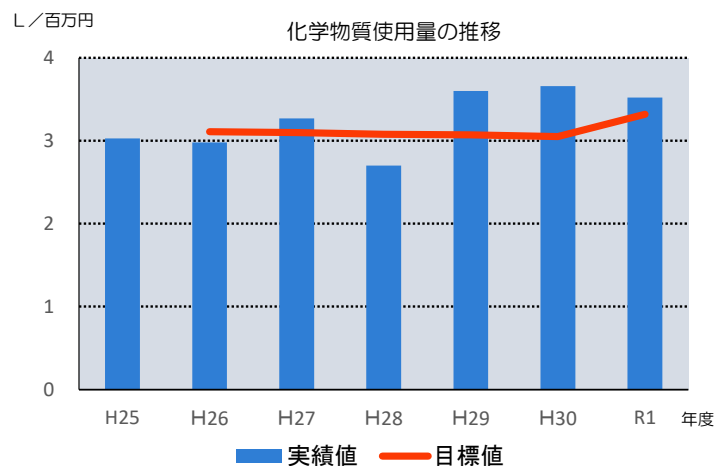
5. 事務用品等のグリーン購入（金額比）

事務用品等のグリーン購入率は、目標を達成することができませんでした。各課からの発注に対して、グリーン購入適合品等への代替の強化が必要です。

6. 化学物質使用量の削減

化学物質使用量は 3,249L（昨年度 3,090 L）で、受注額当りの使用量は、目標を達成することができませんでした。令和元年度も昨年度に引き続き、塩酸、メタノール及び硝酸の使用量が多いストロンチウムの分析依頼が増加しました。

なお、当協会で使用している化学物質は種類が多く、使用量が極端に少ないものが多数あるため、削減対象とする化学物質は、平成 21 年度に年間 100L 以上使用したものとしています。



削減対象の化学物質

単位：L

試薬名	PRTR	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ヘキサン	○	874	744	1028	673	912	999	704
トルエン	○	333	322	360	311	281	398	342
塩酸		527	510	425	390	657	559	685
メタノール		304	274	245	135	438	385	570
アセトン		306	270	369	253	274	267	321
硝酸		199	265	212	255	309	237	328
硫酸		104	112	114	101	96	71	95
ジクロロメタン	○	174	174	258	180	174	174	204
年間使用量		2821	2671	3010	2297	3140	3090	3249

アセトニトリル、クロロホルム及びN,N-ジメチルホルムアミドについては、令和2年度までの使用状況を踏まえて、令和3年度から対象の化学物質に追加して目標を見直します。

PRTR対象物質

単位：L

試薬名	PRTR	平成30年度	令和元年度
アセトニトリル	○	74	156
クロロホルム	○	9	6
N,N-ジメチルホルムアミド	○	11	11

7. 環境保全に関する普及啓発活動

環境保全に関する普及啓発活動の実施件数は、環境学習現場への講師派遣、エコアクション21導入セミナーの開催等302件であり、目標を大幅に上回りました。

8. 環境保全に関する技術提案

環境保全に関する技術提案の実績件数は、廃棄物焼却施設や再生エネルギー発電所の建設に関する技術提案等58件であり、目標を達成しました。

VI 環境経営計画の取組結果

1. 環境経営計画の取組状況

No.	活動項目	責任者	取組状況	コメント
1	エアコン設定温度を決め、実行する	大杉	△	
2	エアコンフィルターの清掃	川上	○	年2回一斉清掃の時に行った
3	昼休みの消灯運動	川上	○	各部屋の消灯運動が定着してきている
4	退出時のOA機器の主電源OFF	柴田	△	
5	E C Oねっとシステムの運用	川上	◎	デマンドが目標を上回りそうになったら、館内放送で電気使用の抑制を促した
6	照明のLED化	川上	◎	約150本の蛍光灯をLED照明に交換した
7	エコドライブ10の推進	大塚	○	エコ運転実施率は96%でした
8	公共交通機関の利用促進	大塚	◎	例年と同様であった
9	紙類、ペットボトル等の分別の徹底	天日	△	
10	両面・複数ページ印刷の推進、裏紙使用の徹底	小野	△	
11	廃棄物の識別、試薬調整量の適正化、器具洗浄液量の削減	芦川	◎	各分析等で実施を確認した
12	節水活動の推進	川上	○	ヒアリングの結果、みんな節水活動に取り組んでいた
13	事務用品等のグリーン購入の推進	川上	◎	商品の指定がある場合を除き、環境ラベルの商品を購入した
14	化学物質使用量の削減	右田	◎	試薬管理システムで発注量を集計した
15	環境保全に関する普及啓発活動の推進	大城戸	=	
16	環境保全に関する技術提案	村橋	=	
17	東京事務所と6支所(※)の環境活動 ※北九州支所、大分支所、長崎支所、佐賀支所、山口支所及び福島支所	各所長	=	

(◎よくできた ○できた =かわらず △できなかった)

2. 環境活動の具体的な取組

(1) 電気使用量の削減

① ECOねっとシステムの運用



ECOモニター

毎月の最大電力使用量の目標を設定し、デマンドの警報が鳴ったら館内放送で電気使用の抑制を促しています。

《館内放送》

電気の使用量が増加しています。可能な限り節電にご協力ください。

② 太陽光パネルの設置

平成 22 年 10 月に太陽光パネル (5KW) を設置しました。



太陽光パネル



太陽光発電モニター

③ LED照明の設置

令和元年度は約 150 本の蛍光灯を LED 照明に変更しました。LED 照明の設置本数は、4 年間で約 1,000 本になりました。



室内



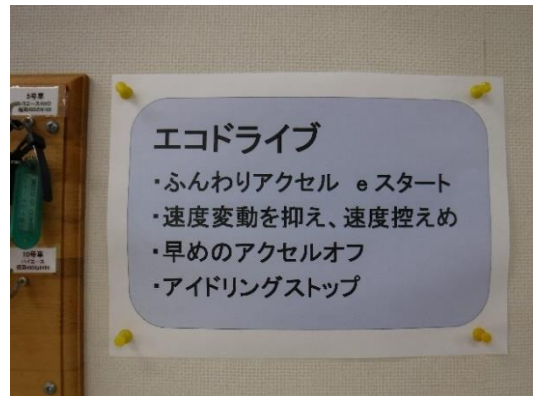
外灯

(2) ガソリン、軽油使用量の削減

社用車にステッカーを貼るとともに、カギ置場に掲示を行って、職員にエコドライブの実施を促しています。あわせて、ハイブリッド車などエコカーへの買換えを進めています。



車にステッカー貼付



エコドライブの掲示

(3) 一般廃棄物の削減

両面印刷や裏紙の利用などによる紙使用量の削減や、分別の徹底により、一般廃棄物の削減に取り組んでいます。



両面印刷・Nアップ機能の推進



裏紙の利用



紙類の分別とリサイクルの推進

(4) 水使用量の削減

節水シールの添付や節水意識のヒアリングにより、節水活動を推進しています。



節水シール貼付



節水意識のヒアリング

(5) 化学物質使用量の削減

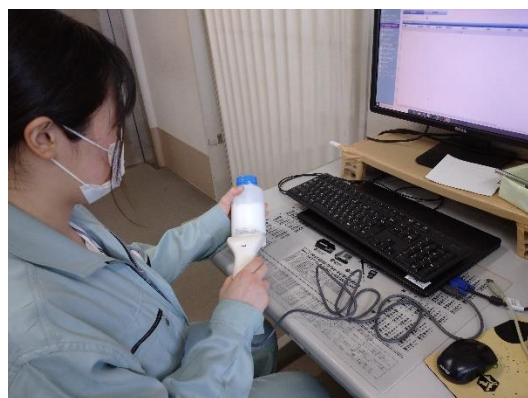
ダイオキシン類自動前処理装置や流れ分析装置を導入して、薬品の使用量と廃棄物（廃液）の発生量を削減しています。また、試薬管理システムによって薬品の在庫管理などを行い、化学物質の適正管理に努めています。



ダイオキシン類自動前処理装置



流れ分析装置



試薬管理システム

(6) その他の環境啓発活動

① 環境保全に関する普及啓発活動

●講師派遣等

内容	場所	開催日
平成31年度放射線業務従事者のための教育訓練講習会	リーセントホテル福岡	平成31年 4月13日
みやま市本郷校区水辺教室	みやま市瀬高町	令和元年 5月12日
環境調査報告会	九州国立博物館	令和元年 7月 2日
第56回放射線影響懇話会	熊本大学	令和元年 7月27日
第60回分析化学講習会	九州大学	令和元年 8月 6日 令和元年 8月 7日
佐賀平野「水と歴史」の探検隊	佐賀市大和町	令和元年 8月22日 令和元年 8月23日
福環協技術セミナー ～騒音と振動に関する講演会～	福岡県計量検定所	令和元年 9月20日
御笠川・牛頸川・平野川フェスタ2019	大野城市	令和元年11月 3日
令和元年度第2回コージェネレーション導入セミナー	福岡国際会議場	令和元年11月14日
ももち浜ワカメプロジェクト	福岡女子高等学校	令和元年11月16日
エネルギーと地球温暖化	佐賀大学	令和元年12月13日 令和 2年 1月10日
九州大学環境センター公開講座	九州大学西新プラザ	令和 2年 1月11日
山・川・海の流域会議	なみきスクエア	令和 2年 1月11日
令和元年度地球温暖化対策市町村担当職員研修会	福岡県古塚合同庁舎	令和 2年 1月27日
福岡県電機商工組合加盟店対象講習会	福岡県内	令和 2年 2月 4日

●エコアクション21関連

内容	場所	実施日
エコアクション21熊本IP・GP集合コンサル①	熊本県産業資源循環協会	令和元年 8月27日
エコアクション21熊本IP・GP集合コンサル②	熊本県産業資源循環協会	令和元年 9月17日
エコアクション21佐賀県IP集合コンサル①	佐賀県庁	令和元年 8月30日
エコアクション21佐賀県IP集合コンサル②	佐賀県自治会館	令和元年 9月18日
エコアクション21フォローアップセミナー(福岡)	福岡県東総合庁舎	令和元年 11月21日
エコアクション21フォローアップセミナー(佐賀)	アバンセ佐賀	令和元年 11月19日
エコアクション21フォローアップセミナー(熊本)	くまもと森都心プラザ	令和元年 11月26日
産廃ガイドライン2017年版改訂に伴う説明会(福岡)	福岡県吉塚合同庁舎	令和 2年 2月26日
産廃ガイドライン2017年版改訂に伴う説明会(佐賀)	アバンセ佐賀	令和 2年 2月27日
産廃ガイドライン2017年版改訂に伴う説明会(熊本)	くまもと森都心プラザ	令和 2年 2月20日
10年継続事業者感謝状贈呈式及び事例発表	さざんびあ博多	令和元年 11月27日
エコアクション21普及・導入セミナー(福岡県共催・福岡)	福岡県粕谷総合庁舎	令和元年 6月28日
エコアクション21普及・導入セミナー(福岡県共催・飯塚)	福岡県飯塚総合庁舎	令和元年 7月17日
エコアクション21普及・導入セミナー(熊本県・市・熊本県産業資源循環協会共催)	熊本市庁舎	令和元年 6月25日
エコアクション21研究会(審査員勉強会)	福岡県NPOボランティアセンター	平成31年 4月 2日
エコアクション21研究会(審査員勉強会)	福岡県NPOボランティアセンター	令和元年 6月 4日
エコアクション21研究会(審査員勉強会)	福岡県NPOボランティアセンター	令和元年 9月 3日

●九州グリーン購入ネットワーク事務局

内容	場所	実施日
環境先進企業見学会の開催	シャボン玉せっけん(株)	令和元年 7月25日
環境先進企業見学会の開催	(株)安川電機	令和元年 7月25日
「環境フェスタかごしま2019」への出展	かごしま環境未来館	令和元年10月19日 令和元年10月20日

② ボランティア活動

- 平成31年 4月16日 松葉谷公園清掃
- 令和 元年 5月12日 ガタレンジャー育成事業
- 令和 元年 6月29日 臨海ビオトープメダカ観察会
- 令和 元年 7月20日 ハマボウを見る会
- 令和 元年 8月 4日 海の日博多湾自然観察会
- 令和 元年 9月11日 くまわりファーム観察会
- 令和 元年 9月14日 アオサのお掃除大作戦
- 令和 元年 11月19日 松葉谷公園清掃



③ エコキャップ運動

- NPO 法人エコキャップ推進協会にペットボトルのキャップを提供しました。



エコキャップ 受領書

(一財)九州環境管理協会 御中
 ID: 92414
 分類: 508、310、316番
 住所: 福岡県福岡市南区西戸1丁目10番1号
 FAX番号: 092-662-0411

2019/11/16
 ENGBA エコキャップ推進協会
 〒815-0004
 福岡県福岡市南区西戸1丁目10番1号
 TEL: 092-662-0411
 FAX: 092-662-0411
 E-MAIL: eco@ecocap.or.jp

今回受領個数: 4,859 個	累計個数 (2019/11/16時点): 47,363 個
-----------------	-------------------------------

年月日	数量	個数(個)	備考
2019/11/12	11,308	4,859	9日

ご提供いただいたエコキャップは再生プラスチック原料として換金し、医療支援や障がい者支援、子どもたちへの環境教育等、様々な社会貢献活動に役立てられています。
 ご協力ありがとうございます。皆様のご厚意を大切に致します。

■ 累計のエコキャップをゴミとして焼却した際のCO2発生量
 ・ 127.20kg
 ・ エコキャップは295.1kgのCO2を削減します

第10回に新たにご参加いただいたエコステーションをご紹介します
 エコキャップ推進協会の活動の発展の一助となっていただきありがとうございます。毎週は英文としてエコステーション開催があります。今年度は2019年11月16日にご参加いただいた皆様のご参加を「NPO法人 環境管理協会」さんにご紹介いたします。

【連絡先】 関係先
 エコキャップに回収することから事前にお願いがございます。お申し込みは下記のとおりです。お申し込みは下記のとおりです。お申し込みは下記のとおりです。

本文は、エコキャップ推進協会ホームページをご覧ください。
http://ecocap.or.jp/report_201912.html
 エコキャップ推進協会 事務局

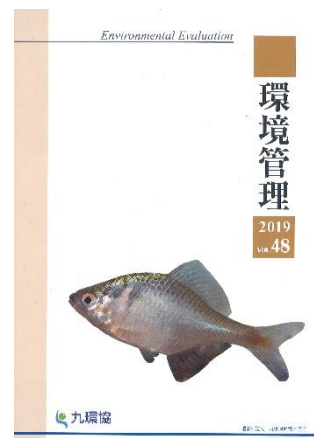
ご協力いただける施設を募集しております。法人様までお話し合わせください。
 ※提携の提携施設は当協会の「キャップ回収実績」に、掲載させていただきます

エコキャップ推進協会はロゴマークを一新し、環境NPOとして活動を強化して参ります。

④ 出版事業

- 会誌「環境管理」第48号を令和元年8月に発行しました。

<http://www.keea.or.jp/kankyokanri.html>



Ⅶ 次年度の環境経営目標と環境経営計画

1. 次年度の環境経営目標

令和2年度の環境経営目標は、P11のとおりです。

二酸化炭素排出量、一般廃棄物排出量、産業廃棄物排出量、水使用量及び事務用品等のグリーン購入は、平成30年度の実績を基準として、2.0%削減（増加）する目標を設定しています。化学物質使用量、環境保全に関する普及啓発活動および環境保全に関する技術提案の実施は、平成28年度から平成30年度までの平均実施並みの目標としています。

なお、電気の二酸化炭素排出係数は、平成28年度九州電力(株)の調整後排出係数0.483 kg-CO₂/kWhを用いています。

※北九州支所、大分支所、東京事務所、長崎支所、佐賀支所、山口支所及び福島支所は、本部に比べて環境負荷が少ないため数値目標管理の対象としない。

2. 次年度の環境経営計画

令和2年度の環境経営計画は、P12～14のとおりです。

Ⅷ 環境関連法規等の遵守状況

1. 環境関連法規の遵守状況

法律名等 (改正日)	対象設備、作業等	法令条項	要求事項	対応(実施)内容	評価
消防法 (H30.6.27) 施行令 (R1.12.13) 施行規則 (R2.4.1)	火災の予防	法第8条 令第3条	防火管理者	防火管理者を定めている。	○
		法第8条 令第4条	消防計画 避難訓練	消防計画に基づく、消火、通報及び避難訓練を実施した。	○
		法第17条の3の3 規則第31条の6	消防用設備等の点検	5月、11月に消防用設備等の点検を実施した。	○
	危険物の貯蔵	法第11条	貯蔵所等の設置許可	福岡市長に許可を受けている。	○
		法第11条の4	倍数変更の届出	該当事項はなかった。	○
		法第12条	技術上の基準への適合	技術上の基準に適合している	○
毒物及び劇物取締法 (H30.6.27) 施行令 (R1.6.28)	許可申請	法第6条の2	特定毒物研究者の許可	特定毒物研究者の許可を受けている。	○
		法第7条	毒物劇物取扱責任者	毒物劇物取扱責任者を選任している。	○
	毒物又は劇物の取扱	法第11条 令第38条	保管管理 盗難、漏洩の防止	鍵の掛る保管庫で厳重に管理され、盗難・漏洩を防止している。	○
	毒物又は劇物の表示	法第12条	毒劇物の表示	陳列する場所に毒物、劇物の文字を表示している。	○
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (H14.12.13) 施行令 (H20.11.21)	第1種指定化学物質等の取扱	法第2条5項 法第5条 令第3条～5条	排出量等の把握及び届出	第1種指定化学物質の年間取扱量は、1トン未満であった。	○
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (R1.6.14)	核燃料物質等の使用等	法第52条第1項 法第52条第2項	使用の許可	原子力規制委員会の許可を受けている。	○
		法第56条の2	記録	原子力規制委員会に報告している。	○
		法第57条の5第1項 法第57条の5第2項	使用の廃止に伴う措置	原子力規制委員会の許可を受けている。	○
	国際規制物資の使用等	法第61条の3第1項 法第61条の3第2項	使用の許可	原子力規制委員会の許可を受けている。	○
		法第61条の7	記録	原子力規制委員会に報告している。	○
		法第61条の8の2第1項	計量管理規定	該当事項はなかった。	○
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (R1.6.14)	使用の許可及び届出	法第3条第1項 法第3条第2項	使用の許可	原子力規制委員会の許可を受けている。	○
		法第9条第4項	許可証の譲渡又は貸与	許可証を他人に譲渡、貸与していない。	○
		法第10条第5項	使用施設等の軽微な変更	使用施設等の軽微な変更はなかった。	○
	許可届出使用者の義務	法第17条第1項	運搬の基準	原子力規制委員会規則で定める基準に従って必要な措置を講じている。	○
		法第19条第1項	廃棄の基準等	原子力規制委員会規則で定める基準に従って必要な措置を講じている。	○
		法第20条第1項	測定	放射線障害のおそれのある場所の放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定している。	○
		法第22条	教育訓練	原子力規制委員会規則で定める必要な教育、訓練を実施した。	○
		法第23条第1項	健康診断	5月、11月に電離健診を実施した。	○
		法第24条	放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置	放射線障害を受けた者や受けたおそれのある者はいなかった。	○
		法第25条第1項	記載義務	帳簿に必要事項を記載している。	○
		法第27条第1項	使用の廃止等の届出	該当事項はなかった。	○
		法第28条第1項	許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置	該当事項はなかった。	○

法律名等 (改正日)	対象設備、作業等	法令条項	要求事項	対応(実施)内容	評価
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 法 (R1.6.14)	許可届出使用者の義務	法第32条	事故届	該当事項はなかった。	○
		法第33条第1項	危険時の措置	該当事項はなかった。	○
下水道法 法 (H27.5.20) 施行令 (H29.9.1) 条例 (H31.3.14)	排出水	法第12条の2第1項、第5項 令第9条の2から第9条の7 市下水道条例第9条	排除基準の遵守	3か月毎に総合排水の水質検査を実施し、4～6月、7～9月、10～12月、1～3月の検査結果は排除基準を満たしていた。	○
		法第12条の3 法第30条 市下水道条例第6条、第9条の4	特定施設の届出	下水道法に基づく特定施設の届出をしている。	○
		法第12条の12	水質の測定義務等	3か月毎に総合排水の水質検査を実施し、結果の記録を確認した。	○
		法第18条の2	汚濁原因者負担金	水質の汚濁原因である物質は当該公共下水道に排除していない。	○
		法第39条の2	報告の徴収	11月福岡市の立入検査があり、水質検査の結果は排除基準を満たしていた。	○
		法第12条の9	事故時の状況及び講じた措置の届出	政令で規定する物質を含む下水が公共下水道に流入する事故の発生はなかった。	○
水質汚濁防止法 法 (H29.6.2)	有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵施設	法第5条第3項	特定施設等の設置の届出	福岡県知事に特定施設の届出をしている。	○
		法第12条の4	有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務	有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備となっている。	○
		法第14条第5項	特定施設の点検等	3か月毎に排出水の汚染状態の点検を実施し、異常がないことを確認した。	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法 (R1.6.14) 施行令 (R1.9.6) 規則 (R2.3.30) 条例 (R1.6.27)	事業系一般廃棄物	法第6条の2第6項 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第10条	許可業者への委託	福岡市長から許可を受けた業者に委託している。	○
		法第6条の2第7項 令第4条の4 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第11条	委託基準の遵守	福岡市長から許可を受けた業者に委託している。	○
	産業廃棄物 1. 廃油 2. 廃プラスチック 3. ガラス屑 4. 汚泥 5. その他ガシキ類	法第12条第1項 令第6条第1項第1号	自社運搬の基準	産業廃棄物を運搬する際、飛散、流出しないように対策をとっている。	○
		法第12条第2項 規則第8条	保管基準の遵守	保管場所は廃棄物が飛散、流出しないように対策をとっている。掲示板を設置し、廃棄物の種類を区分している。	○
		法第12条第5項	許可業者への委託	福岡市長等から許可を受けた業者に収集・運搬・処分を委託している。	○
		法第12条の5 規則第8条の31の2	情報処理センターへの登録 (電子マニフェスト)	情報処理センターに登録している。	○
			電子情報処理組織の使用 (電子マニフェスト)	引き渡し後3日以内に、廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称等を情報処理センターに登録している。	○
		法第12条第5項 規則第8条の38	電子マニフェストの確認義務	該当通知はなかった。	○
		法第12条第6項 令第6条の2 規則第8条の4、4の2、4の3	委託基準の遵守	委託契約書を確認した。	○
		法第12条の3第1項 規則第8条の20、第8条の21	管理票(マニフェスト票)の交付	管理票の交付及び記載事項に問題はなかった。	○
		法第12条の3第2項 規則第8条の26	管理票(マニフェスト票)A票の保管	管理票の写しは保管されていた。	○
		法第12条の3第6項 規則第8条の26	管理票(マニフェスト票)の写しの保存と処理完了の確認	管理票の写しは保管されていた。	○
		法第12条の3第7項 規則第8条の27	管理票(マニフェスト票)に関する知事への定期報告	令和2年5月25日に福岡市長へ産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出した。	○
		法第12条の3第8項 規則第8条の28 規則第8条の29	管理票交付者が講ずべき措置	管理票の写しは送付されていた。	○
		特別管理産業廃棄物 1. 廃酸(pH≦2) 2. 廃油	法第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物管理責任者 (特別管理産業廃棄物)	特別管理産業廃棄物管理責任者を選任している。
	法第12条の2第2項 規則第8条の13		保管基準の遵守 (特別管理産業廃棄物)	保管基準の遵守を確認した。	○
	法第12条の2第5、6項		許可業者への委託(特別管理産業廃棄物)	特別管理産業廃棄物は許可業者(委託契約及び覚書に示す。)に収集・運搬・処分を委託している。	○
	産業廃棄物の処理困難通知及び虚偽記載時の対応 (特別管理産業廃棄物含む)	法第12条の3第8項	廃棄物の適正管理の確認、対応	管理票の写しが適正であることを確認した。	○
		廃棄物全般	法第16条	投棄禁止(未遂を含む)	廃棄物は許可業者に収集・運搬・処分を委託している。
	法第16条の2		焼却禁止(未遂を含む)	廃棄物は焼却していない。	○
労働安全衛生法 法 (R1.6.14)	労働者	法第66条	健康診断	定期健康診断を5月に実施した。特定業務従事者を対象に、電離放射線健康診断と有機溶剤等健康診断を5月、11月に実施した。	○

法律名等 (改正日)	対象設備、作業等	法令条項	要求事項	対応(実施)内容	評価		
有機溶剤中毒予防規則 (労働安全衛生法に基づく省令) 規則 (R2.3.3)	(1)有機溶剤 令別表6の2の54種類 (2)有機溶剤等 有機溶剤及び当該有機溶剤5wt%を超える含有物 ①第1種有機溶剤 クロロホルム等7種類 ②第2種有機溶剤 アセトン、トルエン、IPA、スチレン等40種類 ③第3種有機溶剤 ガソリン等7種類 (3)有機溶剤業務 有機溶剤含有物を用いて行う12種類の業務 (4)対象作業場所 ①屋内作業、通風が不十分な場所など ②有機溶剤の製造又は取り扱う業務	規則第5条	第1種又は第2種有機溶剤に係る設備	ドラフトチャンバー等を設置している。	○		
		規則第19条第2項	有機溶剤作業主任者の選任	有機溶剤作業主任者を選任している。	○		
		規則第20条第2項 規則第21条	局所排気装置の定期自主検査	定期時に自主点検を行い、異常はなかった。	○		
		規則第24条	有機溶剤に係る掲示	労働者が見えやすい場所に掲示している。	○		
		規則第25条	有機溶剤の種別区分の標示	種別ごとに区分し標示している。	○		
		規則第28条 規則第28条の2	作業環境測定 測定結果の評価	6月、12月に作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行った。	○		
		規則第29条第2項	健康診断	5月、11月に有機溶剤健診を実施した。	○		
		規則第32条第1項 規則第33条第1項	保護具	従事する業務に応じて保護具を使用している。	○		
		規則第35条	有機溶剤等の貯蔵	漏えい、発散等のない容器に入れ貯蔵している。	○		
		特定化学物質障害 予防規則 (労働安全衛生法に基づく省令) 規則 (R2.3.3)	◆規制対象物質(第2条) 52種類 (1)第1類物質 (7物質とその混合物)シクロベンジジン及びその塩等 (2)第2類物質(37物質) ①特定第2類物質：塩素、塩化ビニル等20物質及びこれらの含有物質 ②オーラミン等 ③管理第2類物質：カドミウム及び化合物重クロム酸及びその塩等14物質 (3)第3類物質(8物質) アンモニア、塩化水素、硝酸、硫酸、フェノール等 (4)特別管理物質 第1類物質、第2類物質のうち、特定の物質で人体に対する発がん性が明らか物質、カドミウム、クロム酸、重クロム酸、ベンゼン等	規則第3条第1項	局所排気装置等の設置	ドラフトチャンバー等を設置している。	○
規則第13条 規則第14条 規則第15条第1項 規則第18条第1項 規則第27条第1項	特定化学設備の漏洩防止の措置 作業主任者の選任			屋内作業場は2以上の出入口を設けている。 特定化学物質作業主任者を選任している。	○ ○		
規則第30条第1項 規則第31条第1項	定期自主検査			自主点検を行い、異常はなかった。	○		
規則第36条 規則第36条の2	作業環境測定 測定結果の評価			6月、12月に作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行った。	○		
規則第38条の3	掲示			特別管理物質を取扱う作業場に必要事項を掲示している。	○		
規則第38条の4	作業の記録			該当事項はなかった。	○		
規則第39条第1項	健康診断			5月、11月に特定化学物質健診を実施した。	○		
規則第43条	保護具			マスク等の保護具を備えている。	○		
フロン排出抑制法 (R1.6.14)	全ての事業者 第一種特定製品の管理者 第一種特定製品廃棄等実施者 フロン類を使用した業務用冷凍空調機器を所有している方は、第一種特定製品の管理者となり、これらの機器を廃棄する場合は第一種特定製品廃棄等実施者になります。			法第86条	フロン類の放出の禁止	フロン類は許可業者に収集・運搬・処分を委託している。	○
				法第16条第1項	第一種特定製品を使用する管理者が取り組むべき措置	3か月毎に簡易点検を実施し、点検記録簿を保存している。検査の結果は異常はなかった。	○
		法第19条第1項	フロン類算定漏えい量等の報告	該当事項はなかった。	○		
		法第74条第6項	フロン類回収等の料金負担	該当事項はなかった。	○		
		法第41条	フロン類引渡義務	該当事項はなかった。	○		
		法第43条第1～3項	回収依頼書/委託確認書の交付・保存	該当事項はなかった。	○		
		法第45条第3項	引取証明書(又は写し)の保存	該当事項はなかった。	○		
		法第45条第4項	引取証明書の未受領・虚偽記載に関する報告	該当事項はなかった。	○		
		法第45条の2	機器廃棄時の引取証明書の写しの交付	該当事項はなかった。	○		
		法第74条第3項	フロン類回収等の料金支払	該当事項はなかった。	○		
自動車リサイクル法 (R1.6.14)	自動車の管理	法第5条	自動車の所有者の責務	点検等で指摘を受けた箇所は修理し、自動車を長期間使用できるようにしている。(走行距離20万キロが更新の目安)	○		
	再資源化等の実施	法第8条	使用済自動車の引渡義務	新車購入時にトヨタカーロー福岡(株)へ3台、福岡トヨペット(株)へ3台、福岡日産自動車(株)へ1台引き渡した。	○		
	リサイクル料の納付	法第73条	再資源化預託金等の預託義務	新車7台購入時にリサイクル料金を支払った。	○		
家電リサイクル法 (H29.6.16)	エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	法第6条	特定家庭用機器廃棄物の再商品化	(株)ベスト電器に冷蔵庫1台引き渡し、家電リサイクル券を保管している。	○		

2. 違反等の有無

関連当局からの違反の指摘はありませんでした。

3. 外部からの苦情

該当事項はありませんでした。

Ⅸ 代表者による全体評価と見直しの結果

1. 全体の評価

(1) 環境経営計画の実施状況及び運用状況は全項目履行されていますが、環境経営目標は7項目のうち、「一般廃棄物排出量の削減」、「事務用品等のグリーン購入の増加」及び「化学物質使用量の削減」が目標を達成していませんでした。しかし、二酸化炭素排出量は3年連続して削減しており、化学物質使用量の増加は主に業務量の増加によるものでした。

(2) 環境関連法規等の遵守状況はすべて良好でした。

2. 見直し・指示

(1) 一般廃棄物排出量と産業廃棄物排出量の環境経営目標については、目標値と約10%の乖離があるものの、排出量の年度毎の変動が大きいことから、令和2年度の実績を踏まえて、令和3年度に必要な応じて見直しを行うこととします。

(2) 平成31年3月に環境経営方針の見直しを行い、環境経営目標についても令和元年度からの新たな中期目標を設定したところです。したがって、環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画を周知徹底することが重要であり、管理職員には職員へのくり返しの周知を指示しました。

(3) 環境経営目標、環境経営計画及び実施体制については、令和3年度以降、実績を踏まえて必要な応じて見直しを行うこととします。

